

SLN No.69 1997.1.

インターネットに他人の著作物をのせる行為

Religious Technology Center V. Arnaldo Pagliarina Lerma

40 U. S. P. Q. 2 d (BNA) 1569

1 はじめに

ヴァージニア州東地区連邦地裁アレキサンドリア支部は、1996年10月4日、言語著作物をインターネットにアップロードするなどの行為につき、フェアユース等の抗弁を否定して侵害を認めた（同じ原告による判決も含めプロバイダーの責任に関する幾つかの判例につき、ソフティック大橋委員会報告書50頁以下を参照されたい）。

2 事実関係

1) 原告について、その名前から一般の日本人が受けるイメージとは異なるので、まず、判決中の記載に従い教義の説明から始める。

ロン・ハバードの創設したサイエントロジー教会の教えは、この世界の負の霊的力の起源の説明を試み、人の霊的幸福を改善するための技術を進めるものである。信者は、人の抱える問題の大半は、7,500万年以上前にゼヌーという支配者が虐殺した異星人のさまえよる霊までさかのぼることができるかと信じている。これらの霊は「房」によって現代世界の個々人に憑いており、宿主の人生に霊的な害を起し悪い影響を与えている。

本件の文書、すなわち「上級技術」別名「Operating Thetan」文書（「OT文書」）は創設者ハバードが書いたもので、「フリーゾーン」を創り出すことによって邪悪な影響をおとすための詳しい次第が提供されているとのことである。OT文書は、ハバードが立てた手順に厳密に従い、かつ、補助する教会役員の指導に従って実行されないと有効でないプロセスを略述するものである。

教会の教義によると、OT文書の不適切な開示は、信者でない者に対し、信者であ

っても早まってなされれば、望む効果の達成が妨げられると教えられている。無許諾の開示は地球規模の一層の害の危険も生じさせる。ハーバードは、OT文書は彼のガイドラインに厳格に従ってのみ開示されるよう明確に指示しており、さなくば秘密、安全に保たれねばならない。」(カッコ内訳)

そうして、教会は原告(RTC)にOT文書の管理、調査、訴訟をゆだねている。

- 2) 被告(ラーマ)は個人で、別の訴訟で公開されている資料やインターネットから、OT文書の一部(OTⅡの213頁のうち13頁、OTⅢの326頁のうち25頁、パワー30頁のうち12頁、ノッツ350頁のうち10頁)をダウンロード又はスキャンし、これらをインターネットにアップロードした。ラーマの目的は宗教批判にあったようで、営利性はなかった。

3 訴訟関係

本訴は、当初トレード・シークレット侵害と著作権侵害からなっていた。被告は、ラーマのほか、デジタル・ゲートウェイ・システムズ(ラーマのインターネットへのアクセスプロバイダー)、ワシントンポスト紙(OT文書の断片を引用しつつ本件に関する話を公刊した)及び2人の同誌記者だった。しかし、RTCは全被告についてトレード・シークレットの訴因を撤回し、ワシントンポストと2人の記者については著作権侵害も取り下げた。RTCはデジタル・ゲートウェイ・システムズに対する訴えも任意に取り下げた。そこで、残ったのはラーマに対する著作権侵害だけであり、原被告は、サマリージャッジメント(事実審省略判決)の申立てをし、原告のそれが認められた。

4 争点及び裁判所の判断

RTCがOT文書の著作権を有することについて、ラーマは効果的な争いをしていない。以下判決に従って、争点と裁判所の判断を略述する。

1) アイデア/表現の二分法

ラーマは102条(b)のアイデア、手続等々は保護されないとの規定およびアイデアと表現がマージする場合は表現も保護されないというマージャー理論などを主張した。しかし、裁判所はいずれも本件に適用されないとする。OT文書は、アイデアやプロセス、システムを含むが、料理の本や自動車の修理マニュアルと同様、保護される。ラーマは、OT文書は原テキストの特定の、正確な再生が必要だというが(完全な霊の治癒法を正確に記述するものだから)、これは詩や俳句や楽曲でも同じで、これらが保護されないとしたら、著作権法の目的に反する。

2) フェアユースの抗弁

一般論として、ラーマはインターネットの特殊性を主張したが、裁判所は、テレビ、VCR、デジタル送信といった新技術は著作権法の大枠の中で適合させられてきている、と一蹴した。以下、102条(b)の要件に従った判断である。

i) 使用の目的及び性格

ラーマは、本件は同条本文の古典的なフェアユースのカテゴリー、すなわち、批評、注釈、時事報道、学問に属するという。また、カリフォルニアの裁判所の訴訟

記録中の情報からとっていること、サイエントロジーの弱点を集めインターネットにのせるのは、報道と同じだと主張した。

この比喩は当たらない。ラーマの動機は中立的でなく公益目的ではない。この点ワシントンポストと異なる。裁判記録にのっていても著作権保護がなくなるわけではない。

ラーマは自らをサイエントロジーの理論の研究者とし、「移行的（トランスフォーマティブ）」な（付加価値、創造的といった意味）学術をしていると主張するが、そのままのコピーでコメントも付さないのは学術の適用除外にあたらない。学術目的であればハードディスクへのコピーまでは正当かもしれないが、善意の研究者でも複製の程度に限界はある。

次に、ラーマはインターネット上のニュースグループからのダウンロードは一時的であり、ソニー最高裁判決のVCRと同様許されると主張する。しかし、同事件での決定的要因は、見る者に無料の黙示的な許諾があり、見者は便宜のために複製した、という点である。本件では、黙示的許諾はないし、ディスクへの複製は便宜目的をこえている。

商業目的でない、とは認められるが、この要素は決定的なものではない。全体的にみて、この非商業性は、ラーマの非中立的、非学問的目的を凌駕するものではない。

ii) 原著作物の性質

ラーマは二つの点に依拠している。

(ア) フェアユースの抗弁は、創作的ないし文学的作品より、事実作品についての方が広がっている。裁判所もこれを認める。

(イ) 次は、刊行の状態、未刊作品の方がフェアユースの範囲が狭い。ラーマは、公開の裁判記録やインターネットから情報をとっているので刊行されていると言う。しかし、裁判所は、本件は著作権者の黙示の承諾によって流布しているわけではないので、フェアユースの関係では未刊だと判断する。RTCは公刊する意図は全くなかった。

RTCにとって、(ア)は不利(イ)は有利だが総じてRTCに有利と解する。

ii) コピーした量と実質性

この点について明確な基準はないが、量的に多いか、質的に本質的部分かいずれかであればアンフェアとなる。質的にみると、圧倒的にRTCに傾く。

全体的コピーはフェアユースを排除することが多い。ここで、どのスケールで一個の著作物とみるかが問題だが、本件では編集物（集合物、Collections）となっており、各サブパートがフェアユースの関連では一個の著作物とみななければならない。ラーマは、そのサブパートのいくつかを全体的にコピーした。

ラーマは、本アップロードはニュースグループのダイアロークの一環としてみるべきで、この後多くの注釈や分析を招来していたはずだというが、盗人猛々しい。

第三の要素は強くRTCに有利である。

ii) 原著作物の市場への影響

単独では最重要な要素とされているが、他の3要素と合わせて考えねばならない。金銭的損害がないというだけで、直ちにフェアユースとなるわけではない。

ただ、ラーマはRTCの市場競業者ではなく、RTCの主張は推測にとどまるので、この第4要素はややラーマに有利に傾く。

総合すると、フェアユースとならない。

3) ミスユース

ミスユースは積極的抗弁であり、その目標は著作権法の与えた法的権利を著作権者が不適切に利用するのを防ぐことである。

ラーマは、RTCの目的はラーマのコンピュータファイルを没収し調べてRTC批判者を脅すことにある。また、自分がRTCを批判するので困らせ罰する目的で著作権や訴訟を利用している、と主張する。

そのような動機が一部あったとしても、ミスユースにならない。ミスユースは、著作権者が著作権を法の予定する範囲をこえて拡張しようとし、それにより著作権保護の物理的範囲を増大するときに適用される。典型的には抱き合わせの場合である。差別的扱い、取引拒絶の場合もある。ミスユースとなるには、独占を拡張したりその他の方法で著作権法の政策を犯すことによって、著作権者が許されない方法で著作権を利用するものでなければならない。ラーマはかかる立証ができていない。

4) 損害と救済手段

侵害の程度、侵害行為の数、意図性（裁判所は、ないとした）から、スタチュタリーダメージ（現実の損害でなく、裁判所が500ドルから20,000ドルの範囲内で定めうる）として、最低額の500ドル掛ける5回の侵害、2,500ドルの支払を命じる。差止めも認める。

5 コメント

- (1) 著作権法の問題として結論はやむをえないところであったかもしれない。しかし、本判決は秀才の作文のようで、悩みや見識は余りみられない。
- (2) フェアユースについては、4つの要素について述べたあと、結論には理由づけが全くない。
- (3) ミスユース関連の判例が幾つかあげられており、独禁法との関連を含め検討の要がある。
- (4) 広い論脈でみた場合、表現の自由と著作権の調整をよく考えてみる素材になると思われる。表現の自由の眼目は、情報の流通により社会的平和的批判を促進することにあるが、健全な批判のためには関係資料ができるだけ正確に広く公開されることが必要である（本件でも引用されているRTCの別の裁判につき、当該裁判所は資料の封印を拒絶した）。本件裁判所は著作権法の枠をこえる視野はもっていなかったというほかなく、残念である。